

状況・関係性の濫用と契約の有効性：判断能力不十分者を包摂する契約法理の探求

著者	菅 富美枝
雑誌名	科学研究費助成事業 研究成果報告書
ページ	1-11
発行年	2020-06-03
URL	http://hdl.handle.net/10114/00024361

令和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03416

研究課題名(和文) 状況・関係性の濫用と契約の有効性—判断能力不十分者を包摂する契約法理の探求

研究課題名(英文) The validity of contracts under the exploitation of situational or relational vulnerability--Seeking for the contract principle which can bring social inclusion to vulnerable people

研究代表者

菅 富美枝 (SUGA, Fumie)

法政大学・経済学部・教授

研究者番号：50386380

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：契約交渉力に不均衡が見られる場面において、契約内容の不自然さが立証されれば、契約締結過程がいかにか公正であったかを有利な側が反証できない限り、その不均衡に「つけ込む」ような不公正な取引手法がとられたと推定され取消の効果が生じうるとするイギリス法における「過度な影響力の行使(不当威圧)」取消法理の現代的展開を探求し、以て、わが国の事業者に対して、多様な消費者に個々に向き合う際の誠実さと丁寧さを動機づけると同時に、各消費者の決定の充実と救済につながるよう「デザイン・フォア・オール」としての契約法・消費者法が実現される道を開いた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

4年間の研究期間内において、単著の出版(1冊)、論文発表(15本)、国内学会報告(2回)、国際学会報告(招聘1回)、国際シンポジウムの開催(1回)、海外渡航調査(9回)を行った。特に、単著については、第4回津谷裕貴消費者法実学賞(学術)を受賞した。国際共同研究を積極的に行うと同時に、消費者庁、金融庁、内閣府消費者委員会や弁護士会などから招聘を受け、研究を通して得た専門知識の社会的普及に努めた。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the modernization of the old English case law of "undue influence", which can set aside contracts which seem to have been made under the exploitation of situational and relational vulnerability. Because the burden of proof is on the defendant, under this principle, for establishing that the contract which seems "strange" for the claimer has been fairly made, it can be expected that this principle would give traders lots of incentives for treating their vulnerable customers fairly and carefully. Through this research a new idea of consumer contract law which is designed truly for all has been occurred.

研究分野：民法

キーワード：不公正な取引手法に関するEU指令 脆弱な消費者 状況的脆弱性 不当威圧・過度な影響力行使 状況・関係性の濫用

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

1. 研究開始当初の背景

本研究課題申請に先立つ2014年12月、Academy of European Law(ERA)主催による「国連障害者権利条約12条 法的能力 (legal capacity) の平等」と題する国際学会に、参加の機会を得た。判断能力が不十分な人々の「法主体性の回復」という命題は、従来考えられてきたように、医療決定や福祉的決定の文脈においてのみ実現されて足りるものではなく、「契約能力の回復」をも意味しているという理解が、EU協議会、及び、EU加盟諸国間で共通の認識となりつつあるという社会変化・意識変化を目の当たりにした。申請者自身、従来から同様の考えを有していたが、この学会参加を通して、これまでの自己の見解・感覚が時代に沿ったものであるとの確信を抱くに至った。

しかしながら、本研究開始前、こうした観点からの契約法研究は、国内には見当たらなかった。他方、EU法諸国においては、消費者法の領域において「脆弱な消費者 (vulnerable consumer)」の権利主体性の回復をめぐる議論が進みつつあった。たとえば、英国やドイツにおける有力な契約法研究者の中には、判断能力の不十分な相手方に対する「(消極的な意味での)配慮」(逆の言い方をすれば、相手方の判断能力低下状況への「つけ込み」の禁止)に着目して議論を展開するものが見られた。さらに、EU法(特に、消費者法)の領域において、そもそも、「脆弱性」概念の捉え方自体を見直そうという動き(脆弱性とは、個人に内在するものではなく、事業者の対応の仕方や業界におけるマーケティングのあり方など環境が生み出すものであるという見方「状況的脆弱性」概念)が萌芽を現しつつあった。

そこで、イギリス契約法における「過度な影響力の行使(不当威圧)」による取消の法理に着目し、当事者間に生じている関係性や、一方当事者に生じている状況につけ込んで締結されたと推定される契約の有効性を否定する手法を出発点として、本研究課題に取り組んでゆくことにした。折しも、本研究開始2か月後の2016年5月には、本研究課題に直接的に関連する「不公正な取引手法に関する2005年EU指令(UCPD)」について新たなガイダンスが出され、それまでの「平均的消費者」と「脆弱な消費者」を二項対立的に扱うアプローチが再考されることとなった。以来、本研究の基本的視点と同じく、あらゆる人々に普遍的に存在しうる「状況的脆弱性」を前提として、契約締結時の状況(外部条件・環境)との相関関係において契約の有効性にまつわる問題を考えていく動きが、英国の研究者を中心としてますます加速していった。

2. 研究の目的

本研究は、判断能力の不十分な消費者について、消費者被害からの保護を理由に彼らを市場から隔離・排除してしまうのではなく、むしろ市場に(再)包摂すべく、そのために有利に展開すると思われる法理や立法のあり方を探ることを目指してきた。国際共同研究・比較法的考察を基本軸に据え、判断能力不十分者の「契約能力の回復」を実現するために必要な法制度改革のための発想や知見を広く世界に求め、もって、わが国の契約法や消費者法の改正について一定の提言を行うことを目的として遂行されてきた。

具体的には、判断能力の不十分な消費者の契約自由の保障という観点から、「不公正な取引手法に関する2005年指令(UCPD)」を分析し、同指令の各加盟諸国における国内法化の動向を追った。その際、執行体制や規制体制の全体像の把握にも注意を払った。また、学界や産業界を中心に、「脆弱性」を本人に内在する「属性的脆弱性」ではなく、外部環境に依存する「状況的脆弱性」と捉える動きが出てきたことから、「脆弱性」概念の分析、精緻化に努めてきた。

3. 研究の方法

本研究が主軸としてきた国際共同研究の実施にあたっては、オックスフォード大学法学部とドイツ・フンボルト大学法学部を主要拠点とし、チェン・ウィスハート教授(前者)とジンガー教授(後者)を主要な海外共同研究者として常に連携を保った上で、さらに、メキシコ、ハンガリー、ポルトガル、ポーランド、リトアニア、スペイン、オランダ、イタリア、フィンランドの研究者、英国、フィンランド、オーストリア、スペインの法実務家、European Law Institute(ELI)といった研究組織、さらに、Society of European Contract Law(SECOLA)やSociety of Legal Scholars(SLS)といった学会との連携を行ってきた。

特に、研究開始最初の6ヶ月間(2016年4月~9月)は、集中して在外研究を行った。具体的には、ドイツ(ベルリン・フンボルト大学)、オーストリア(ELI)、イギリス(オックスフォード大学)に長期滞在し、かつ、国際学会や国際シンポジウムへの参加のため、ハンガリー、リトアニア、イタリアを訪問した。研究開始時の最初の半年間を国際共同研究に集中させることができた意義は、その後4年間の基盤づくりができた点で、極めて大きい。以下、期ごとに詳述する。

(1) 2016年4月初旬から中旬~国際共同研究開始のための下準備

概要:本課題研究の開始にあたり、脆弱な消費者をめぐる法体制について、2016年4月1日時点でのEU加盟諸国間における平均的な到達点を確認すると共に、同時期のわが国の消費者契約法及び特定商取引法の改正動向の到達点を確認した。

(2) 2016年4月下旬から7月中旬~独ベルリン・フンボルト大学法学部を主要拠点とした、各EU加盟国出身者との積極的な共同研究の実施

概要:独ベルリン・フンボルト大学を拠点に、研究者間交流、シンポジウム、セミナー参加、資料収集、聞き取り調査を行った。また、成果を順次公表すべく、国内雑誌に掲載するための日本語論文執筆に加えて、国際学会での報告準備を行った。フィールドワークとしては、英オック

スフォードシャー取引基準局にて、脆弱な人々を狙い撃ちする不公正な取引手法に対する刑事的執行の実態について、聴き取り調査を実施した。また、ハンガリー・ブタペストにて、「不公正な取引手法に関する 2005 年 EU 指令」に関するシンポジウムに参加し、様々な意見交換を行うことができた（於 Pazmany Peter カソリック大学）。さらに、第 4 回フンボルト大学・イエール大学共催消費者法シンポジウム（於ベルリン・フンボルト大学法学部）SECOLA 年次学会（於エストニア・タルトゥ大学）に参加し、いずれの機会においても多くの研究者と意見交換を行い、知見を得た。

（ 3 ） 2016 年 7 月下旬から 8 月下旬～集中的な論文執筆、及び、国内外における学会報告準備期

概要：独ベルリン・フンボルト大学法学部を主要拠点としながら、ウィーンに所在する ELI を通して研究者間交流に努めるとともに、2016 年 9 月 15 日に開催予定の成年後見世界会議における報告準備を進めた。また、2016 年 10 月 23 日に開催予定の日本消費者法学会におけるシンポジウムに関連して、その予稿となる論文執筆の完成に努めた。フィールドワークとしては、追加調査のため英国を訪れ、ピアス元判事（英国高等法院家庭局）、アシュトン元判事（英国保護裁判所）、マルヘロン教授（ロンドン大学・クィーンメアリーカレッジ教授）と、議論を行った。さらに、ドイツ・ケルンにおいて、ブローザイ教授（ケルン工科大学）を訪問調査し、翌月に行われる成年後見世界会議における報告の打ち合わせとともに、共同出演予定のラジオ番組の内容について、構想を練った。

（ 4 ） 2016 年 8 月末から 9 月中旬～在外研究最終期における成果発表

概要：再度、追加的な英国調査を行うために、オックスフォード大学法学部を通して、研究者間交流、学会参加、学会報告、資料収集、聴き取り調査を行った。在外研究最終期における研究成果の発表を行うべく、成年後見世界会議において口頭発表を行った（於ベルリン・Erkener 国際会議場）。招聘報告に先立ち、ドイツラジオ番組より報告予定の内容について取材を受けた。また、SLS 年次学会（於オックスフォード大学）、ELI 年次学会（於イタリア・フェラーラ大学）に参加し、各国出身の研究者と意見交流を行った。

（ 5 ） 2016 年 9 月下旬から 12 月末～国内研究、及び、在外研究成果発表

概要：在外研究を終了し帰国した。学会、研究会参加など国内研究を継続し、論文執筆、研究会報告など、在外研究の成果発表に努めた。また、消費者庁から依頼を受け専門知識を提供した。

（ 6 ） 2017 年 1 月から 3 月末～追加渡航調査の実施（計二回）

概要：翌年度に予定されている日本比較法学会における報告準備のため、再び英国調査を行い、オックスフォード大学を通じた研究者間交流や資料収集に加えて、取引基準局をはじめとする執行主体に対する聴き取り調査を、二度にわたって実施した。

1 度目の追加調査では、オックスフォードシャー取引基準局にて同行調査の実施、オックスフォード大学法学部コリンズ教授及びチェン・ウィスハート教授との契約の拘束力をめぐる哲学的根拠に関する議論、ラックニー英国法廷弁護士との英国平等法に関する議論、ロンドン大学・ユニバーシティカレッジ主催「英国法における公正の原則」セミナーへの参加、オックスフォード大学法社会研究所主催「EU 離脱後の英国の未来」シンポジウム（パトニー討論）への参加、マルヘロン教授（前出）との英国消費者団体訴訟制度に関する議論などを実施した。

2 度目の追加調査では、オックスフォードシャー取引基準局における同行調査の実施、ホッジ教授（オックスフォード大学法学部）との英国における消費者法の執行体制モデルに関する議論、消費者団体（Which?）からの聴き取り調査、ELI とハル大学共催「デジタル単一市場」シンポジウム参加、競争・市場局（CMA）における聴き取り調査、フリムソン英国事務弁護士と翌年度 9 月に開催予定の ELI 年次学会における「脆弱な成年者（vulnerable adults）」セッション運営についての打ち合わせ、などを実施した。

（ 7 ） 2017 年 4 月から 7 月末～国内における成果発表

概要：国内における論文発表、日本比較法学会における報告、単著の執筆など、国内における成果発表に努めた。同時に、比較法的研究としては、SECOLA 年次学会（於ミラノ・ボッコニ大学）に参加し、コリンズ教授（前出）、ダンブラウスカイ博士（ヨーロッパ中央銀行）らとともに、EU における金融規制政策について議論を行った。

（ 8 ） 2017 年 8 月初旬から 9 月初旬～追加渡航調査の実施

概要：研究期間中間期にあたることから、国際共同研究を加速・強化するため、主要渡航先であるドイツを含む複数国において追加調査を実施した。具体的には、独ゲッティンゲンにてリップ教授（ゲッティンゲン大学法学部）と脆弱な消費者をめぐる議論、独ケルンにて、ブローザイ教授（前出）との訪日日程及び講義内容についての打ち合わせ、英国コーンウォールズにてフィッシャー取引基準官から聴き取り調査、ジョリー貴族院議員と Brexit の与える消費者法への影響について意見交換、ロンドンにて全国取引基準協会（NTSB）からの聴き取り調査、オックスフォード大学にてガリガン教授（同法学部）及びハリス名誉教授（同歴史学部）との意見交換、ウィーンにてコリンバウム弁護士との意見交換、ELI 年次学会参加、などを実施した。

（ 9 ） 2017 年 9 月中旬から 2018 年 3 月末～国内における成果発表、国際セミナーの開催

概要：「脆弱な消費者」を包摂する法制度と執行体制についての単著『新消費者法研究—脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』の刊行等、国内における成果発表に努めた。また、国際共同研究としては、来日したブローザイ教授（前出）、リップ教授（前出）と意見交換を行った他、英国及びオーストリアにおいて追加調査を行い、ワディントン教授（アムステルダム大学法

学部)、ウラーゼ教授(ヒルデスハイム大学法学部)と意見交流を行った。特に、ワディントン教授については、その2週間後に本学に招聘し、国際セミナー「脆弱な消費者と市場参加「合理的配慮」の実現を目指して」を開催し、法学者、法律実務家、経済学者、社会福祉学者等、多数の参加を得て活発な議論を行った。その他、消費者庁、内閣府消費者委員会、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会などに専門知識を提供した。

(10) 2018年4月初旬から2019年3月末～国内における成果発表、社会貢献、渡航調査

概要：日本消費者法学会における報告に向けて準備を進め、実施した。また、前年度に刊行した単著及び研究課題の視点に関連して、複数の委員会について委員への就任を依頼され承諾した。比較法的研究としては、SLS年次学会契約法セッションに参加して、意見交流を行った。

さらに、イギリス契約法の基本的原理や役割を、市場の活性化や市場秩序の安定という観点から論じる文献の翻訳を開始し、国内での出版に向けて動きだした。国際共同研究としては、2019年3月に英国オックスフォード大学を再訪し、消費者ADRに関する国際シンポジウムに参加し、多くのEU加盟国出身の研究者から知識を得たとともに、意見交流を行った。

(11) 2019年4月初旬から2020年3月末～社会への還元

概要：前年度に行った日本消費者法学会における報告について反響があり、3つの研究会及び日本弁護士連合会における招聘を受けて、報告や研修を行うとともに、活発な意見交換によってフィードバックを得た。また、前年度より開始したイギリス契約法に関する翻訳の完成に向けて、作業を続けた。比較法的研究としては、3度目となったELI年次総会に参加し(於ウィーン大学)、共同研究者たちとの再会と、新たな意見交流を行った。

4. 研究成果

(1) 2016年度(初年度)

第一に、「不公正な取引手法に関する2005年EU指令」に関するシンポジウム(於ブタペスト)、イェール大学・フンボルト大学共催消費者法シンポジウム(於ベルリン)、SECOLA年次学会(於タルテウ)、SLS年次学会(於オックスフォード)、ELI年次学会(於フェッラーラ)、成年後見法世界会議(於ベルリン)等(いずれも、既述)、多数の国際学会・シンポジウムに積極的に参加し、研究者間交流、意見交換に力を入れた。第二に、ベルリンで開催された「成年後見法世界会議」招聘報告において、成年後見法と消費者法とのより積極的・意識的な連関について、「国連障害者権利条約(UN・CRPD)」を批准する各国に対して提唱する趣旨の発表を行い、フロアから大きな反応を得た(2016年9月15日)。なお、同報告に先立つ9月14日、ドイツ放送局WDR5製作のラジオ番組においてインタビューに応じ、同報告の骨子を紹介した(9月19日現地放送)。第三に、イギリスにおける広告規制のあり方や、EU法における「脆弱な消費者」をめぐる議論など、本年度の国際共同研究で得た成果を、6本の日本語論文の形で公表した。また、イギリスにおける広告規制のあり方など、国際共同研究の知見を、消費者庁に提供した。また、消費者問題に取り組む国内研究会(国民生活センター主催の研究会等)に積極的に参加し、参加者と意見を交換することで、国際共同研究での知見をさらに深めた。2017年1月、3月の2回にわたり、英国オックスフォード大学を通して追加調査を行い、継続的な連携共同研究体制を確認した。

(2) 2017年度(中間発表期)

本研究二年目にあたる2017年度は、概括的に言えば、インプットからアウトプットまで、そして、国内活動と国際活動の両方について、さらには学界活動とともに社会貢献活動についても、極めてバランスよく研究が遂行できた一年間であったといえる。以下、詳細を述べる。第一に、EU加盟国における消費者法の最新の動きを知るべく、ヨーロッパ契約法学会(SECOLA)年次学会(於ミラノ・バッコーニ大学)に参加し、各国出身の研究者と意見交流の機会を得た。第二に、日本比較法学会において、イギリスにおける消費者被害抑止と救済の執行メカニズムについて報告を行い、制限行為能力制度を用いることなく、脆弱な消費者を悪質な事業者から保護する方策を紹介した。第三に、大阪弁護士会において招聘講演を行い、さらに、内閣府消費者委員会において、地方における消費者行政に関して報告を行う機会を得た。企業向けに、イギリスにおける適正な広告のあり方(注意すべき点)について研修を実施し、また、近畿弁護士連合会において、招聘講演を行った。著作論文をまとめ、『新消費者法研究－脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』を刊行した。オランダ・マースリヒト大学からワディントン教授を招聘し、国際セミナー「脆弱な消費者と市場参加－合理的配慮の実現をめざして(EU法からの示唆)」を法政大学市ヶ谷キャンパスにて開催した。当日は、法学者、社会福祉学研究者、経済学研究者、法律実務家、社会福祉実務家、障害福祉実務家が集まり、日本とオランダ、他のEU加盟国における、障害を抱える人々に対する市場のありかた、業界団体(例 製薬会社、金融機関)ごとの方針、事業者側(例 薬局管理者)の理解度や協力姿勢について、活発な議論を交わした。

(3) 2018年度(発展期)

第一に、2018年9月に実施した現地調査及びSLS年次学会(於ロンドン大学クィーンメアリーカレッジ)において、英国のEU離脱の影響が今後の法学界にどのような影響を与えうるかについての、現地法学者・法実務家たちの率直な受け止め方を知ることができた。ただし、離脱交渉をめぐる政治的駆け引きの中であって、イギリス法におけるEU法の位置づけといった大きな枠組みの問題については、確たる回答を得ることはできなかった。そのため、エネルギー・通信などの生活必需サービス契約における「乗り換え」に関する脆弱性に対するつけ込み問題への方

策として、キャップ制の新設といった、比較的狭い射程の問題解決法（契約の自由—特に、価格設定—への介入という観点から、賛否両論あり）について、示唆を得るに留まった。

第二に、交渉力の弱い立場にある高齢者が引退後に入居する住宅（スペシャリスト・ハウジング）や、入所する介護施設をめぐる、業界内で繰り返し実践されてきた不公正な契約条項の問題（いわゆる、不意打ち条項、隠れた価格条項）に焦点を絞り、「競争及び市場局（Competition and Market Authority: CMA）」が行政的執行権限を有する機関としてどのように取り組んできたかについて、最新情報を追い、論文の形で公表した。

第三に、2019年3月に実施した現地調査及びオックスフォード大学法社会学研究所主催のシンポジウムにおいて、英国のEU離脱交渉が暗礁に乗り上げていく中、あえて「消費者ADR（Consumer ADR）」の拡充に関するEU指令のイギリス社会への受容について、調査を行った。英国内において、ADR設置を事業者に義務づける動きが大きく強まっていることを確認することができた。特に、シンポジウムの開催責任者であるホッジ教授（前出）から、「司法へのアクセス」という考え方では不十分であって「司法のデリバリー」こそが重要であるとして、業界ごとに設置された自主的なオンブズマンシステム制度の見直しと改革について示唆を得た。

この他、在外研究や国際学会参加を通して共同研究を続けてきたチェン・ウィスハート教授（前出）を日本に迎え、意見交流を行うことができた。また、かつて著書の書評を依頼されたことのあるグイマレス教授（ポルト大学法学部）より、法と経済学研究所（CIJE）外部審査委員就任の依頼を受け、承諾した。

（4）2019年度（総仕上げ期）

最終年度の2019年度は、本課題研究の主題である、判断能力の不十分な者が契約締結に臨む場合に蒙りうる「状況・関係性の濫用」、及び、彼らを市場に「包摂する」ための契約法理の探求について、さらに考察を深めると共に、4年間の研究成果の対外的発表に努めた。

第一に、日本経済団体連合会21世紀政策研究所における研究プロジェクト「高齢者の自立と日本経済」に参加し、「高齢者と包摂社会」と題する発表を行った。第二に、招聘を頂いた関西大学法学研究所における研究プロジェクト「消費者私法における学理上および実務上の諸問題の検討」研究会において、「脆弱な消費者を包摂する法のあり方」と題する発表を行った。第三に、G20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウムに招待を受け、事前質問票にて、消費者に対する事業者の説明義務の強化（単なる努力義務を超えて）、契約書や契約条項の透明化・明白化、サービスの公正化に向けた市場改革、及び、脆弱な立場にある高齢者が正しく意思決定できるよう、支援を提供できる環境を社会や法制度の中に用意することの必要性について、各国の認識に対する問いかけを行った。第四に、日本弁護士連合会より招聘を受けて、イギリスにおける脆弱な消費者をめぐる消費者法体制について講義した。

海外調査活動としては、ヨーロッパ法研究所（ELI）年次総会（於 ウィーン）に参加し、様々なセッションを通して知見を広めるとともに、参加者同士の意見交換を行った。また、カセルターノ準教授（イタリア・ヴァレーゼ大学）の招聘でイタリア・ヴァレーゼ大学法学部を訪問し、現地の教員たちと意見交換を行った。

さらに、昨年度に出版した『新消費者法研究—脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』が第4回津谷裕貴消費者法実務賞（学術）を授かり、受賞スピーチにおいて、特に、あらゆる巧妙な「つけ込み行為」を市場から排除するためには、イギリス契約法理の一つである「過大な影響力の行使（不当威圧）：undue influence」取消法理が、わが国の法制度を考える上で、大きな示唆を与えうる点を強調した。

この他、在外研究や国際学会参加を通して共同研究を続けてきたジンガー教授（前出）やルダ教授（スペイン・ジローナ大学）を日本に迎え、意見交流を行うことができた。

（5）総括

4年間の研究成果として特筆すべきは、単著『新消費者法研究—脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』の刊行である。同書は、これまでの契約法や消費者法のアプローチに一石を投じるものとの評価を受け、第4回津谷裕貴消費者法実務賞（学術）の授与を受けた。この他、国内学会において2回報告を行い、国内研究会については6回報告を行った。

また、国際共同研究について、四年間に亘る本助成研究を遂行する中で、渡航調査、国際学会参加・招聘報告、海外からの研究者招聘、国際セミナー開催に力を注ぎ、その結果、数多くの共同研究者・実務家（出身国内訳としては、ドイツ4名、英国12名、ポルトガル2名、フィンランド2名、スペイン2名、ハンガリー1名、イタリア1名、リトアニア1名、オランダ1名、オーストリア1名、メキシコ1名、ポーランド1名、ルーマニア1名）と今後の連携を確認した。

また、社会貢献活動にも力を注ぎ、消費者庁、内閣府消費者委員会、金融庁、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会、日本弁護士連合会、民間企業などに専門知識を提供し、日本経済団体連合会21世紀政策研究所、ISO/PC311（脆弱な消費者）国内委員会、東京都消費者被害救済委員会、公益財団法人日本都市センター「住居の荒廃をめぐる法務と福祉からの対応策に関する研究会」、厚生労働省老人保健局増進事業「日常生活や社会生活において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」WG委員会など、研究課題に関連して、多方面にわたる委員会の委員を務めた。

さらに、ポルトガル・ポルト大学を中心とした研究グループによるシェアリングエコノミーに関する研究所刊行物の書評や、同大学法経済学研究所外部審査委員の依頼を受けるなど、国外での社会貢献も行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 86(3, 4)
2. 論文標題 不公正な契約条項をめぐるイギリス消費者法の執行体制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経済志林	6. 最初と最後の頁 277-303
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 385
2. 論文標題 制限行為能力制度不要の包摂型社会をめざして	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民事法務	6. 最初と最後の頁 2-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 58(2)
2. 論文標題 脆弱な消費者を包摂する法・社会制度と執行体制	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国民生活研究	6. 最初と最後の頁 12-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 菅富美枝	4. 巻 40
2. 論文標題 刑事・行政・民事・自主規制の組み合わせによる消費者被害の抑止と救済	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 11-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 57
2. 論文標題 認知症高齢者の締結した根抵当権設定契約と意思無能力による無効	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 35
2. 論文標題 脆弱な消費者と包摂の法理 (下) — EU法、イギリス法からの示唆	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 56-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 495
2. 論文標題 判断能力の不十分な消費者の支援 — イギリス法からの示唆	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 生活協同組合研究	6. 最初と最後の頁 20-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 33
2. 論文標題 脆弱な消費者と包摂の法理 (上) — EU法、イギリス法からの示唆	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 47-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 79
2. 論文標題 イギリスにおける消費者被害・抑止法制－刑事法と民事法の連関	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 51-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 503
2. 論文標題 ヨーロッパの広告規制・イギリス(4) ASAによる裁定例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 502
2. 論文標題 ヨーロッパの広告規制イギリス(3) 自主規制	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 501
2. 論文標題 ヨーロッパの広告規制・イギリス(2) 私法的救済	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 500
2. 論文標題 ヨーロッパの広告規制・イギリス(1) 刑事規制	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 32
2. 論文標題 イギリスにおける広告規制—自主規制から、公的機関による監視・抑制・救済まで	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 63-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮富美枝	4. 巻 107
2. 論文標題 2015年イギリス消費者権利法の新体制(2) 不公正契約条項の規制及び契約への不適合における消費者の権利	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 251-257
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 1件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 宮富美枝
2. 発表標題 刑事・行政・民事・自主規制の組み合わせによる消費者被害の抑止と救済
3. 学会等名 日本消費者法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 菅富美枝
2. 発表標題 イギリスにおける消費者被害救済・抑止法制 刑事法と民事法の連関
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Fumie Suga
2. 発表標題 Taking Vulnerable People more seriously as potentially Active Consumers
3. 学会等名 The World Congress on Adult Guardianship Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 菅富美枝	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 220
3. 書名 『新消費者法研究－脆弱な消費者を包摂する法制度と執行体制』	

1. 著者名 菅富美枝	4. 発行年 2020年
2. 出版社 21世紀政策研究所	5. 総ページ数 130
3. 書名 「高齢者の自立と市場のあり方」 『高齢者の自立と日本経済』	

1. 著者名 宮富美枝	4. 発行年 2019年
2. 出版社 公益財団法人 日本都市センター	5. 総ページ数 360
3. 書名 「脆弱な人々を包摂する社会の構築に向けて－住居荒廃の問題と自律支援」 『自治体による「ごみ屋敷」対策－福祉と法務からのアプローチ』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>東京都消費者被害救済委員会委員就任 日本経済団体連合会21世紀政策研究所研究委員就任 ISO/PC311（脆弱な消費者）国内委員会委員就任 公益財団法人日本都市センター「住居の荒廃をめぐる法務と福祉からの対応策に関する研究会」委員就任 厚生労働省老人保健増進事業「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」WG委員就任 日本弁護士連合会人権擁護大会シンポジウム第二分科会実行委員会勉強会講師 大阪弁護士会研修講師 近畿弁護士連合会シンポジウム基調講演 第252回内閣府消費者委員会本会議招聘 ドイツラジオ番組WDR 5 出演</p>

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考